



平成 30 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名：サムコ 株式会社
代 表 者 名：代表取締役会長兼社長 辻 理
(コード番号：6387 東証第一部)
問い合わせ先：取締役 上席執行役員
管理統括部長 竹之内 聡一郎
T E L：075-621-7841

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 30 年 10 月 16 日開催予定の当社第 39 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会および取締役会の招集・運営に柔軟性をを持たせるため、新たに取締役会長を追加するとともに、文言の整理を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行による会社法条文の項数の変更に伴い、補欠監査役の選任を定めた現行定款第 28 条第 3 項において引用する条項に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 15 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 15 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 23 条～第 27 条（条文省略）	第 23 条～第 27 条（現行どおり）
第 28 条 （条文省略） ② （条文省略） ③ 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ （条文省略）	第 28 条 （現行どおり） ② （現行どおり） ③ 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ （現行どおり）

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会 平成 30 年 10 月 16 日（火）
 定款変更の効力発生日 平成 30 年 10 月 16 日（火）

以 上